# 川崎市における過誤調整の事例

高齢者事業推進課指導係



# 過誤調整とは?

- ♪介護報酬の請求金額等の誤りが判明したことによる、返金・再請求等の手続き。
- ▶本来は不要な煩雑な手続きが必要になる。
- ▶実質的な介護報酬の受領時期が遅くなる、急に大金を返金する必要が出てくる場合がある。
  - →事業所にとって大きな負担になる



#### 過誤調整が必要なケース (参考例)

- ▶ 加算の要件を満たさなくなったが、取り下げの届出をせず誤って請求してしまった。
- ▶必要な公費請求(生活保護等)を行わなかった。
- ▶ 併用不能なサービスを同時請求してしまった。
- ▶ 入院中に福祉用具貸与などのサービスを請求して しまった。



## 過誤調整が必要なケース(参考例2)

- ▶ 行政の運営指導・監査等により不正請求が判明した。
- ※介法第22条第3項により40%加算金を科される場合も。

▶ 利用者の負担割合の区分変更(所得更正など)。

→事業所の責によらないケースもあるが、 大半は事業所(法人)の請求事務の適正化 で回避可能。



#### 過誤調整を発生させないためには

- ▶ 加算の要件をしっかり確認する。
- ▶ 人員基準には余裕をもたせる。基準をしっかり把握する。
- ▶ 報酬改定のときは特に慎重に(義務的な基準や減 算要件が追加されることもある)

→加算や報酬請求事務に精通した職員を!



#### 過誤調整が発生した事例①

- 不適切な人員配置で入浴介助加算を算定していた。 (通所介護)
  - →2018~2022年にかけて1235件の請求誤りを認め 返還・再請求した。

→加算の要件をよく確認しましょう!



#### 過誤調整が発生した事例②

- ▶ 利用者に対し、必要な説明・同意確認をせずサービスを提供した。(居宅介護支援)
  - →直近6カ月の居宅サービス計画に占める、 各サービス(訪問介護等)の割合。
- ▶ 当該項目が追加された令和3年度報酬改定以降、 同意を取っていなかった全利用者分の報酬返還と なった。
  - →報酬改定で追加された義務的基準!



#### 過誤調整が発生した事例③

- ▶個別機能訓練計画を作成前の期間に、個別機能訓練加算を算定してしまった。(特定施設)
  - →加算に限らず、報酬請求の際は日付について も十分注意しましょう!



#### 過誤調整が発生した事例(その他)

- ▶ 加算の算定に誤りがあるケース。
  - 人員基準の不備
  - ・計画書や実施の記録など帳票類の不備
  - ・行政への報告(Life関連・処遇改善実績報告など)不備
- ▶ 複数の事業所でみられた。最もよくあるケース。
  - →加算に関しては特に注意!
  - →加算届出の際のチェックリストを使って再確認を!



### 御静聴ありがとうございました。

- ▶ 過誤調整の事例紹介は以上となります。
- ▶実際の過誤調整手続きについては、後の講義で改めて御案内を予定しています。

